大阪府規則第四十一号

大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を

定める条例施行規則の一部を改正する規則

　大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大阪府規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （従業者の配置の基準）第三条　（略）　一―三　（略）　四　栄養士又は管理栄養士　一以上　五・六　（略）２　（略）３　指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。４―８　（略）９　条例第四条第一項第一号に掲げる医師及び同項第六号に掲げる介護支援専門員の員数は、当該指定介護老人福祉施設がサテライト型居住施設（指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。）であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かないときは、当該指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出するものとする。（衛生管理等）第八条　（略）　一　（略）　二　感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関し知事が別に定める手順に沿った対応を行うこと。２　前項第一号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができる。 | （従業者の配置の基準）第三条　（略）　一―三　（略）　四　栄養士　一以上　五・六　（略）２　（略）３　指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（条例第五十四条第二項の規定により配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第百五十八条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（法第七十八条の四第一項の規定により定める市町村の条例の規定により配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。４―８　（略）９　条例第四条第一項第一号に掲げる医師及び同項第六号に掲げる介護支援専門員の員数は、当該指定介護老人福祉施設がサテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。）であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かないときは、当該指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出するものとする。（衛生管理等）第八条　（略）　一　（略）　二　感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関し知事が別に定める手順に沿った対応を行うこと。 |
|  |  |

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（ユニットの定員等に係る経過措置）

２　当分の間、大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和三年大阪府条例第十八号）第六条の規定による改正後の大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十七号）第四十七条第二項第二号の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、第六条の規定による改正後の大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第三条第一項第三号イ及び第十二条の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。